

平成 28 年度 第 5 回 機械流通委員会の結果について（簡略版）

開催日時 平成 28 年 11 月 16 日（水）午後 3 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 全商協機械流通委員会報告（11 月 1 日 TV 会議）

1. 第 3 次の回収対象遊技機における回収について

全商協佐々木機械流通委員長から、10 月 26 日に日工組の矢部営業業務委員長との打合せ内容が報告された。

(1) 「回収対象遊技機を撤去しないホールへのペナルティー」は、日工組と全商協で決める訳にはいかないもので、9 団体連絡会議や中古機流通協議会で決定してもらうことにします。

高橋理事長より、中古流通協議会よりあくまでも「案」であるが、ペナルティについて「当該営業所に対して、回収対象遊技機が撤去された日から起算して 6 カ月間、中古遊技機（ぱちんこ遊技機、回胴遊技機）に関する保証書の発給停止措置を講ずることができる」との通知が発出される模様である報告がされた。運用については、まだ決まっていない。

（平成 28 年 11 月 17 日付け、東北遊商発第 101 号にて通知済み）

(2) ホールから撤去遊技機明細書を受け取って消込作業を行う件は、日工組とホール 5 団体の間で連携していくことになりました。実際の運用方法は、日工組の営業業務委員会で考えさせて欲しいということでした。また、全日遊連も 10 月 21 日付の全日遊連発第 262 号「第 3 次回収対象遊技機の現況及び今後の予定に関する調査の実施について」の文書を各都府県方面遊協に発出しています。

(3) ホール 5 団体に非加盟のホール一覧は、日工組においてリストを作成したら全商協に送付していただきたいと依頼しました。（届いたら参考にする。）

(4) 第 3 次の回収対象遊技機の調査も、第 1 次 2 次の調査の時と同様に統括メーカーが地区遊商の責任者と連絡を取って進めていく予定だということです。

2. 日工組の営業業務委員会委員と全商協の回収対象遊技機の担当者を中心としての連絡会議について（11 月 10 日 16 時より）

この会議は、第 1 次 2 次の設置調査の際に、地区によって多少の差違があったので意識の統一を図ることと、より良い調査手段が無いか検討することを目的としています。

本件に関して全商協岩下機械流通副委員長から質問が挙がった。

Q.1 撤去遊技機明細書はホールから所属するホール団体に提出してもらい、ホール団体で取りまとめて日工組に提出してもらいたい。地区遊商では、消込作業は困難だと考える。どうやって消込をすることを考えているのか。

A.1 日工組内部で検討中ですが、県遊協で集約後に県の担当メーカーから日工組に提出してもらい、消込を考えているということです。また、撤去遊技機明細書に、何台中何台が撤去されたかをホールに記載してもらうということも考えているということです。

Q.2 奥村遊機㈱の高射幸性遊技機として 2 機種挙がっているが、こちらは 12 月末に回収したり、中古移動を止めたりしない方がいいのか。

A.2 あくまでも高射幸性遊技機であり、回収対象遊技機ではないので、12 月末に撤去したり、中古移動を止めたりということは現時点ではありません。今後、9 団体連絡会議や中古機流通協議会で議論されるかもしれませんが、何か動きがあったら文書等で連絡させて

いただきます。

3. 部品供給について

10月26日の日工組の営業業務委員長との打合せで、部品交換の進捗を確認したところ、フローチャートを作成しているということです。日工組としては、部品供給にあたっては地区遊商の事務局をまず通し、その後に一次販社から当該メーカーに部品発注をしてもらいたいという考えです。

ただし、そうすると地区遊商の負担がかなり増大してしまうので、現在、地区遊商で売買契約書の事前提出の業務を行っているのと同様に、部品供給も日時と組合承認印を押印し、その場で返却してはどうかと考えています。年内に日工組と全商協の役員で打合せを行うので、それまでに意見があれば全商協に挙げていただければ活用させていただきます。

4. ビニール風袋について

前回の機械流通委員会でビニール風袋の廃止若しくは代替手段が無い各地区遊商で検討してもらうことになった。それに対して、四国遊商では委員会を開催したところ、現状のビニール風袋が一番だという結論であった。他の地区遊商では、まだ委員会を開催していなかったもので、引き続き審議してもらい、機械流通委員会の意見を集約していくことになった。

(今件について、本日の東北遊商機械流通委員会第7号議案にて討議。)

5. 地区遊商での実技講習会の報告について

今年度もレベルアップに向けて各地区遊商で実技講習会を開催しているので、それが終了次第、報告書を全商協にいただければ、内容を確認させていただき、今後活かせることがないかを報告させていただきます。

(今件について、本日の東北遊商機械流通委員会第9号議案にて討議。)

6. QRシステムのWindows 10対応について

中部遊商から、前回当委員会で挙げたQRシステムのWindows 10への正式対応の進捗はどうなっているかと質問が挙げた。佐々木委員長から、本件は11月14日の全商協組織委員会で上程すると回答があった。

7. 中古遊技機確認書の運用について

中部遊商から、業務負担を減らすために中古遊技機確認書をチェーン店移動に限って廃止することを上程してもらいたいと要望が挙げた。全商協佐々木機械流通委員長から、本件は過去に中古機流通協議会で販社側から提案したが、ホール団体の方から疎明資料として必要だという意見が出て存続していると説明があった。

これに対して、全商協岩下機械流通副委員長から、私も中古機流通協議会に参加しているが、その時の話ではホール団体の中でもチェーン店移動に限っては廃止してもいいという意見があったので、会議の前に事前に各団体に了承を取ってから望んでどうかと意見が挙げた。

第2号議案 第3次回収対象遊技機の回収に関する連絡会議について

(日工組業務委員及び全商協役員・委員によるTV会議 11月10日)

開催日時 平成28年11月10日(木) 16時00分～

開催場所 各地区遊商 テレビ会議システム設置場所

出席者 日工組・営業業務委員11名、統括メーカー5名、事務局他3名

地区遊商並びに全商協39名

1. 議事の経過及び結果

日工組・矢部営業業務委員長より、第1次2次の調査に対する謝辞、引き続き第3次についての協力が願われた。次に、配布資料により説明がなされた。

(1) 3次リスト回収対象遊技機の調査スケジュール(予定)

スケジュール表を基に作業を進めますので協力願います。(別添資料1参照)

(2) 撤去遊技機明細書(副)写しの受け取りメリット、デメリット

○ メリット

- ・警察署への提出書類の為、正確な撤去情報が得られる。
- ・現地調査の縮小による作業効率の向上が見込める(特に年末年始)。
- ・ホールの『年内完全撤去』認識の向上が期待できる。

○ デメリット(懸念事項)

- ・入替を伴わない撤去は変更届けとなるのでタイムラグが生じる。
- ・受付窓口(1都道府県1窓口)の作業負荷。
 - FAXで受け取るとしても1窓口300~1000枚超。
 - 受け取った書類の整理・内容確認・記載メーカーへの連絡・入力作業。
 - FAXにおける送受信エラー。
- ・進行中の調査内容との整合性。
- ・撤去遊技機明細書(副)写しでは把握できない要素。
 - 残存数、撤去遊技機明細書(副)写しに記載がない型式。
- ・ホールの作業負荷。

(3) 回収対象遊技機(3次リスト機)の調査について

① 12月25日(日)迄は

各社の情報(現地調査含む)を持ち寄り各都道府県の調査リスト②に入力する。全商協からは、ホールの赴いた際の情報をいただきたい。

② 12月26日(月)以降に撤去された回収対象遊技機については

各都道府県ごとに「撤去遊技機明細書(副)写し」を受け取り、調査リスト②に入力する。未提出ホール、非加盟ホールについては現地調査を行う。

(4) ホールへの協力要請

日遊協、同友会、余暇進、PCSA

日工組→本部(事務局)→加盟店(法人)

全日遊連

日工組→全日遊連→県遊協←県担当メーカー・統括メーカー等

※ 全日遊連には「メーカーから要請があれば協力して下さい。」程度のお願ひ。県遊協には統括メーカー・県担当メーカー等から具体的かつ、強力なお願ひをする。

(5) 撤去遊技機明細書(副)への残設置台数の記入について

ホールに、撤去遊技機明細書(副)をコピーしていただき、右の余白に「撤去した型式の残設置数を記入」してもらおう。

(6) ホール様へのお願ひ通知(案)

日工組から各ホールへ、撤去遊技機明細書(副)の写しの提出お願ひ通知を行う。(12月26日以降開店分の所轄への提出物)

通知の内容は、しかるべき所にお伺いします。

(7) 質問

- ① 全商協岩下機械流通副委員長より、ホールから県遊協へ渡してもらってはとの意見があり、日工組の矢部営業業務委員長より県遊協への案も検討したが人員不足もあり、作業内容が多すぎてお願いできない。
- ② 地区遊商より、遊技機メーカーのいずれか、もしくは〇〇遊技機商業協同組合の組合員とあるが1箇所にしてほしいとの意見があり、矢部委員長よりホールはなかなか提出されないと予想できるので、各メーカーの者が直接ホールにお願いをします。
- ③ 1月1日以降設置されているかは、どう調査するのかとの意見があり、撤去遊技機明細書(副)を信じます。
- ④ 非組合員の名簿については、現在お願いしているところである。
- ⑤ その他として、11月9日付けで発出された、奥村遊機(株) CR怪物くんデーモンの剣H1の中古移動申請を受理しないこととなった遊技機について、日工組から設置しているか、設置していないかの調査依頼を全商協にお願いする予定である。高射幸性遊技機であるので、ホールへ対し日工組が撤去するよう促します。(台5,000円を日工組が支払う)

第3号議案 撤去確認報告書作成に伴う難形について

第3次回収対象遊技機について、撤去確認報告書を作成することが多くなることが予測されるため、組合員よりスムーズに報告していただけるよう、入力サンプルを含めた難形を確認された。

第3次用の報告書等の書式は未定であるが、「参考例」として第1次・2次で使用した様式を別添資料により見本とする。(別添資料2参照)

全商協より正式な報告書様式が発出されしだい、速やかに組合員へ周知する。

第4号議案 第3次回収対象遊技機の設置状況調査に伴う契約手続きについて

- (1) 第3次回収対象遊技機の撤去状況調査については、警察庁から日工組に対し月次の進捗状況の報告が求められており、先般、メーカー調査統括担当者より調査依頼があった。関係する組合員皆様に調査の協力をお願いすること、調査を行うにあたり業務委託契約を交わし調査遂行していただくことが承認され、後日開催される理事会へ上申することとした。委託については、

- ①業務名称 第3次回収対象遊技機の設置状況調査
- ②調査期間 平成28年11月18日から平成29年3月31日まで
- ③調査内容 回収対象遊技機の設置状況の現地調査
- ④業務委託料金 調査遊技機台数に係らず、ホール営業所1件あたり
一金10,000円也(交通費、消費税含む。)

※但し、交通費については、両者協議の上別途加算額を決定するものとします。

- ⑤業務委託条件 業務委託請書のとおり

- (2) 第3次回収機調査依頼リストを基に担当者の選任及び手当等について

メーカー調査統括担当者からの調査依頼数が52店舗あり、該当する店舗の中古流通最終取引販社を確認し討議の結果17社の販社に委託することとした。委託するにあたり事前に連絡を取り承諾が取れしだい、調査並びに業務完了報告書の提出をしていただく。業務完了報告書提出期限については11月29日(火)までとし、事務局は対象ホールの設置台数等

をメーカー調査統括担当者へ12月1日まで報告すること。

第5号議案 全国地区遊商の顔認証システム携帯端末についての現状

- (1) 全国地区遊商の現状報告が確認された。余裕のある地区遊商は3組合で全国的には枯渇であった。今後については、他地区遊商の検討動向を確認しつつ検討をする。事務局は、10月20日の委員会決議のとおり新品携帯端末の入手が困難になる前に状況を報告すること。
- (2) 顔認証・位置情報送信信用アプリについて
アプリの使用期限について全商協に確認し、後日今後の運用についてを委員会にて討議する。

第6号議案 認定申請用撮影「カメラ追加貸与」に関する件について

全国遊技機商業協同組合連合会理事会(平成21年9月)で、認定遊技機を写真撮影することとされ、現在、中古取扱販社へ対して撮影用カメラを貸与しているが、一部の組合員より追加貸与の要望があり、先般アンケート形式で中古取扱販社へ「要否」の調査を行った。

- (1) 要否の結果は、必要が13社・不要が33社であった。アンケートの結果を基に、追加貸与について討議した結果、1社に2台貸与することを検討するにあたり、カメラ購入に向け見積りを準備する。(アンケート結果は、別添3) また、現在貸与しているカメラの譲与の良否を顧問税理士に確認する。
- (2) 貸与する際の様式「誓約書」及び「覚書」について
現在貸与時に提出して頂いている様式を確認し、新たに貸与する際においても、同様式を用いて提出していただく。

第7号議案 遊技機梱包袋「代替案」アンケート結果について

全商協機械流通委員会より、現行使用しているビニール袋に成り変わる物はないかとの問いにより、中古取扱販社へアンケート調査を行った。

アンケートの結果、12社から代替案の返信があり、8社より「ラップの様な素材の物で、台を包んで最後の部分に封印シールを貼付する」、1社より「機械の裏側を全て覆う様なプラスチック製のカバーを付ける。そのカバーと本体にセキュリティシールを貼付する。」、その他の案・要望が3社よりあった。

以上のアンケート結果を、全商協へ報告する。(アンケート結果は、別添4)

第8号議案 11月度『新規』取扱主任者講習会及び、平成28年度「更新時」講習会欠席者へ対しての講習会開催について

- (1) 11月度「新規」取扱主任者講習会への受講希望者が3名あり、11月24日(木)に大久保委員の講師により執り行う。また、「更新時」講習会欠席者へ対して、同日併せて講習会を開催する。
- (2) 12月度「新規」取扱主任者講習会へ、1名の参加希望(11月8日現在)が上がっている。偶数月であるので、講師を廣村商事 柳委員により執り行う。

第9号議案 全商協への「更新時」講習会開催結果報告書の件について

報告書(案)を了承し、更新時講習会欠席者講習終了後の11月25日以降に全商協へ報告する。

以上